

平成29年12月25日

# 教育委員会第12回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第12回定例会記録

◇開会年月日 平成29年12月25日(月曜日) 午後 2時59分開会

午後 3時55分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 長職務代行者)	今井 多貴子 君
委員	遠藤 俊子 君	委員	杉山 昌行 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	草刈 敏雄 君	事務局次長 (震災復興担当)	前原 義久 君
教育総務課 長	佐々木 貞義 君	学校教育課 長	平塚 隆 君
学校安全推進課 長	伊藤 雄 君	学校管理課 長	三浦 司 君
生涯学習課 長	武山 専太郎 君	複合文化施設 開設準備室 長	佐々木 淳 君
体育振興課 長	大森 和彦 君	学校施設 整備室 長	佐々木 勇人 君
石巻中央 公民館 長	保原 恵美子 君	図書館 長	鈴木 のり子 君

◇書記

教育総務課 課長補佐	星 憲 君	教育総務課 課長	加藤 陽子 君
教育総務 課主事	久光 雄介 君		

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

- ・平成30年度学校給食費について

#### 報告事項

- 報告第10号 専決処分の報告について
- 専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 専決第18号 指定管理者の指定について（石巻市指定文化財旧観慶丸商店）
- 専決第19号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第5号）  
（教育委員会の事務に係る部分）

#### 審議事項

- 第43号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令
- 第44号議案 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令
- 第45号議案 石巻市教育振興基本計画実施計画（案）について
- 第46号議案 職員の処分について
- 第47号議案 職員の処分について

#### その他

午後 2時59分開会

○委員長（阿部邦英君） それでは、まだ時間前ですけれども、おそろいですので、ただいまから平成29年第12回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、欠席委員はありません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、遠藤委員にお願いします。

---

#### 教育長報告

○委員長（阿部邦英君） では、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分報告が3件、審議事項が5件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について、教育長から報告をお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） ご報告申し上げます。

各学校は先週の22日に第2学期の終業式が行われまして、1月8日までの冬季休業に入っております。

私から石巻市議会第4回定例会における内容についてご報告いたします。

始めに、石巻市議会第4回定例会は、12月7日から始まりまして22日に閉会いたしました。一般会計補正予算及び条例の一部改正等につきましては、この後の報告事項で行いますので、私からは環境教育委員会並びに一般質問での答弁内容についてお話しいたします。

始めに、環境教育委員会での主な質疑の内容ですが、石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について、荻浜小学校が閉校となったことに関連して、今後の市内全域における学区再編計画について質疑があり、現在は学区再編計画の素案を策定し、その内容について小・中学校の保護者への説明を行っている状況である旨、答弁しております。

また、地域性に配慮した学区再編のあり方について質疑があり、子供たちの教育環境を整えることが第一ですが、学校の統廃合は地域住民や保護者の意見も聞きながら計画策定に取り組んでおり、現在の素案では、旧市旧町を越えないように統廃合を行うよう配慮している旨、答

弁しております。さらに、学区再編に伴う通学支援について質疑があり、距離的に通学が困難となった地域にはスクールバス等により通学支援を行っている状況にあることから、今後の統廃合においても通学距離、通学時間等を考慮しながら、通学支援について検討を行っていく旨、答弁しております。

次に、旧観慶丸商店管理運営業務では、指定管理の募集目的、募集方法及び募集团体数等について質疑があり、市指定文化財である旧観慶丸商店をより効果的、効率的に使用し、指定管理を行うこととしており、公募により募集を行ったところ、市内2団体から応募があった旨、答弁しております。

また、指定管理料及び文化交流スペースの利用料金について質疑があり、指定管理料は応募時に年間930万円で指定管理者から提案されており、今後年度協定に向けて協議を行い、詳細を決定します。また、文化交流スペースの利用料金は1時間当たり500円、終日利用の場合は5,000円として、条例で規定している旨、答弁しております。

次に、指定管理者の指定について、指定の期間を5年とした理由について質疑があり、石巻市指定管理者制度導入基本方針において、文化芸術事業など事業企画などの実施事業の成果を検証するために一定期間を要する施設については5年とする旨が定められていることから、この基本方針に倣い、指定の期間を5年としている旨、答弁しています。また、指定管理者候補として選定した理由について質疑があり、学識経験者や各種団体等から推薦された方々で構成する選定委員会において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査、採点を行った結果、高得点であった団体を選定した旨、答弁しております。

その後、委員会で原案を可決し、22日の本会議でも条例改正及び補正予算案が可決されております。

次に、18日から5日間行われました一般質問は、21人から教育関係は9人であり、主な内容は、以下の13項目にわたっております。

桃生野球場の改修について。小・中学校学区再編計画について。遊楽館や複合文化施設等の音楽スタジオについて。文化財標柱説明板整備について。旧大須小・中学校の再利用計画について。小学校で導入が予定されているプログラミング教育について。パークゴルフ場について。生徒指導の状況について、特にいじめ、不登校の児童・生徒に関する内容です。奨学金の貸付事業について。1型糖尿病患者の学校生活における支援について。次に、生きる力と基礎学力向上対策について。教員の多忙化軽減対策について。復興マラソンについてという内容でありました。

以上で報告を終わります。

- 委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対して、ご質問等ございましたらお願いします。  
（「ありません」との声あり）
- 

#### 平成30年度学校給食費について

- 委員長（阿部邦英君） ないようですので、次に入ります。

平成30年度学校給食費について、学校管理課長から報告をお願いします。

- 学校管理課長（三浦 司君） 平成30年度学校給食費について報告させていただきます。

表紙番号2の1ページをご覧くださいと思います。

現行の学校給食費は、平成26年度に改正されまして、1食当たりの単価は小学校246円、中学校が293円、幼稚園が237円となっております。牛乳、ごはん及び一般物資全体の価格の上昇については、給食物資の購入の工夫や献立内容の調整等による経費の節減を図り、今日まで対応してきたところであります。

昨今、賄材料費に係る市負担が増加しているのが実情であります。現下の厳しい経済状況を考慮し、保護者の負担増が生じないように平成30年度も据え置きすることとし、11月20日開催の石巻市学校給食センター運営委員会に諮問に出しましたところ、原案どおりとする旨の答申があり、答申に基づきまして、平成30年度の学校給食費につきましては据え置きすることとなりましたので、ご報告させていただきます。

引き続き、経費節減を図りながら、おいしい給食を提供してまいりたいと思っております。

なお、今後の改定時期につきましては、平成31年10月に消費税率が10%に引き上げられますが、学校給食は軽減税率の対象となるため、据え置かれる予定でございます。しかしながら、献立の調整等が難しくなっている状況を踏まえまして、食材の市場価格等を勘案しながら、平成31年度の改定を視野に入れ、継続的に検討してまいりたいと考えてございます。

また、参考といたしまして、2ページ目に県内各市及び女川町の給食費の単価及び平成30年度の給食費の見込みを掲載いたしておりますが、平成30年度の給食費につきましては据え置きを予定している自治体が多いものでございます。

以上で一般事務報告を終わらせていただきます。

- 委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しまして、ご質問等ございましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

---

**報告第10号 専決処分の報告について**

**専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例**

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次に報告事項に入ります。

報告第10号 専決処分の報告についての専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第17号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第4回定例会に提出するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、12月1日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本条例につきましては、12月22日に石巻市議会第4回定例会において可決されております。

本案は、少子化や東日本大震災の影響による児童・生徒の減少により、平成26年度から休校しておりました石巻市立荻浜小学校について、平成30年3月31日をもって廃止することから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、あわせまして表紙番号3、条例等新旧対照表の1ページをご覧ください。

始めに、本条例第3条につきましては、荻浜小学校の校名及び学校の位置を削るものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を平成30年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対し、ご質疑等ございましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

---

**専決第18号 指定管理者の指定について（石巻市指定文化財旧観慶丸商店）**

○委員長（阿部邦英君） ないようですので、次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第18号 指定管理者の指定について（石巻市指定文化財旧観慶丸商店）報告を受けたいと

思います。

生涯学習課長から説明をお願いします。

○生涯学習課長（武山専太郎君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち、専決第18号 指定管理者の指定について（石巻市指定文化財旧観慶丸商店）ご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、12月1日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本案につきましては、石巻市議会第4回定例会において、12月22日付けで可決されております。

それでは、内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の5ページをご覧ください。

施設の名称及び所在地につきましては、石巻市中央三丁目6番9号に所在する石巻市指定文化財旧観慶丸商店でございます。

指定する法人又は団体につきましては、一般社団法人ISHINOMAKI2.0、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 初めて聞いたんですけれども、ISHINOMAKI2.0は主にどのような活動をなさっている団体でしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） 一般社団法人ISHINOMAKI2.0の主な事業内容でございますが、定款にありますのは、まちに開かれたイベントの実施、それからまちづくりに関する情報の収集と提供、まちづくりに関する意見の表明及び発信、まちの魅力を高める商品の開発及び販売、まちづくりに関するコンサルティング、まちづくり施設の企画と運営、主にこういった事業を行っていることになってございます。

○委員長（阿部邦英君） 今井委員。

○委員（今井多貴子君） 代表者と事務所の所在地を教えてくださいませんか。



○委員長（阿部邦英君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（武山専太郎君） この団体の所在地でございますが、石巻市中央二丁目10番2号となっております、代表者は代表理事、松村豪太さんでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部邦英君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

---

## 専決第19号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第5号）

### （教育委員会の事務に係る部分）

○委員長（阿部邦英君） 次に、報告第10号 専決処分の報告についての専決第19号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、報告第10号 専決処分の報告についてのうち専決第19号 平成29年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）について、ご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成29年石巻市議会第4回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、12月1日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、12月22日に石巻市議会第4回定例会において可決されております。

それでは、別冊1の1ページから3ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正前の額に歳入歳出それぞれ3,391万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,692万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げますので、8ページをご覧ください。

10款2項1目学校管理費で160万円を計上しておりますが、これは、荻浜小学校の閉校に要する経費を措置したものでございます。

次に、2目教育振興費に341万1,000円、4目東日本大震災関係費に998万8,000円、10ページの3項中学校費、2目教育振興費に540万4,000円、4目東日本大震災関係費に1,350万

9,000円をそれぞれ計上しておりますが、これらは新入学準備金の入学前支給に要する経費を措置したものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明申し上げますので、12ページをご覧ください。

小学校災害復旧事業（移転新築事業）及び雄勝地区体育施設災害復旧事業につきまして、1億1,700万円を繰り越ししようとするものであり、年度内に事業が完了しないことから、翌年度に繰り越して使用することができる経費を定めようとするものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、14ページをご覧ください。

旧観慶丸商店管理運営業務につきまして、平成30年度から5年間の指定管理者による管理運営を実施するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

15款2項9目教育費県補助金に2,349万7,000円を計上しておりますが、これは、歳出でご説明申し上げました各種事務事業に対する県補助金を措置したものでございます。

次に、6ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金に35万3,000円を計上しておりますが、これは学校教育のための寄附金として申出がありました寄附金を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

---

#### 第43号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

#### 第44号議案 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令

○委員長（阿部邦英君） それでは、ないようですので、次に審議事項に入ります。

第43号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令及び第44号議案 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令については、関連がございますので一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第43号議案及び第44号議案については、一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） それでは、ただいま一括上程されました第43号議案 石巻

市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令及び第44号議案 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、就学援助費として小・中学校の新入学生に対して支給している新入学学用品費について、これまで入学後の7月支給としておりましたが、ランドセルや制服等の購入で出費がかさむ入学前に新入学準備金として支給するため、関連する要綱の改正を行うものでございます。なお、あわせまして、文言の整理を行うものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明申し上げます。始めに、第43号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げますので、表紙番号1の7ページ、8ページ、あわせまして表紙番号3、条例等新旧対照表の2ページから5ページまでをご覧ください。

まず、第2条は、児童・生徒の定義に、次年度に就学を予定している者を追加するものでございます。

次に、第3条は、就学援助の種類に新入学準備金を加えるものでございます。

次に、第4条第1項は、就学援助の対象者に、ただし書きとして、新入学準備金の対象者の規定を加えるものでございます。さらに第2項として、新入学準備金の支給を受けた者には入学してから同目的の新入学学用品費は支給しない旨を規定するものであります。

次に、第5条は、ただし書きとして、新入学準備金の申請方法の規定を加えるものでございます。

次に、第6条第2項は、ただし書きとして、新入学準備金の認定日を2月1日とするものであります。

次に、第7条は、ただし書きとして新入学準備金に係る異動の届け出の規定を加えるものでございます。

次に、第11条第2項として、新入学準備金に係る支給方法の規定を加えるものであります。

次に、附則でございますが、施行期日を平成29年12月25日とするものであります。

次に、第44号議案 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令について、ご説明申し上げますので、表紙番号1の9ページ、10ページ、あわせまして表紙番号3の条例等新旧対照表の6ページから9ページをご覧ください。

本要綱の改正につきましては、ただいまご説明いたしました石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正と同様の改正になっておりますので、条文ごとの説明は省略させていただきます。なお、施行期日につきましても、同様に平成29年12月25日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ありましたらお願いいたします。  
（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 特にないようですので、第43号議案 石巻市児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令及び第44号議案 東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、異議がありませんので、第43号議案及び第44号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

---

#### 第45号議案 石巻市教育振興基本計画実施計画（案）について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第45号議案 石巻市教育振興基本計画実施計画（案）を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

○教育総務課長（佐々木貞義君） ただいま上程されました第45号議案 石巻市教育振興基本計画実施計画（案）についてご説明申し上げます。

別冊2をご覧ください。

本市の教育施策の基本的な方針を明らかにするため、今年3月に石巻市教育振興基本計画を策定したところでございますが、本実施計画は、教育振興基本計画に盛り込んでいる施策を計画的かつ実効性のあるものとして取り組んでいくため、策定するものでございます。

実施計画（案）の概要についてご説明申し上げますので、1ページをご覧ください。

I、石巻市教育振興基本計画実施計画の概要の1、計画策定の趣旨につきましては、本実施計画策定に至るまでの経過及び実施計画策定の目的について記載しております。

次に、2、計画期間につきましては、本実施計画の計画期間は、教育振興基本計画の計画期間と同様、平成29年度から平成33年度までの5年間としておりますが、法改正や上位計画の改変等により、必要に応じ適宜見直しを行っていくこととしております。

次に、3、教育施策の方向性につきましては、本実施計画の上位計画である石巻市教育振興基本計画で定めております本市の教育施策の基本的な方向について記載しております。

次に、2ページ、4、実施計画の内容につきましては、4ページ目以降に掲載しているII、施策別事業計画の内容について記載しております。なお、施策別事業計画の詳細につきましては

は、後ほど説明をさせていただきます。

次に、3ページ、5、掲載事業についてであります。本実施計画に掲載している事業は、平成28年度で計画期間を終了した石巻市教育ビジョン後期実施計画及び石巻市幼児教育振興プログラムに掲載されていた事業のほか、石巻市総合計画実施計画、石巻市震災復興基本計画実施計画などにに基づき実施される事業を対象としております。

掲載している事業数は、176事業で、うち再掲事業が38事業であり、再掲事業を除いた実事業数は138事業となっております。教育ビジョン後期実施計画及び幼児教育振興プログラムに掲載されておりましたが、今回新たに掲載した事業は56事業で、うち再掲事業が13事業あり、再掲事業を除いた新規掲載の実事業数は43事業となっております。

次に、6、実施計画の進行管理につきましては、事業の計画的な振興を図るため、各事業の毎年度の取組や実績について点検及び評価を行っていくことを記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

Ⅱ、施策別事業計画は、教育振興基本計画に掲げた22の基本施策ごとに、その基本施策における取組内容と、特に重点を置いて取り組んでいくこととしている指標の年度別の達成目標について記載した主要な事務事業の達成目標、項目ごとに分類した事業の概要及び年度ごとの事業計画について記載した事業内容から構成されております。

まず、施策目標1、社会を生き抜く力の養成の基本施策1、確かな学力の育成の部分についてご説明申し上げます。

取組内容では、この基本施策1のもとでは、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、それらを活用していくことのできる力を身に付けていくための指導方法に工夫・改善を行っていくこと、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図っていくこと、子供たちの読書活動についての取組を進めていくことに取り組んでいくことを記載しております。

次に、主要な事務事業の達成目標では、重点を置いて取り組んでいく指標として、授業がわかる、大体わかると答えた児童・生徒の割合、家で授業の予習・復習を継続して行っている児童・生徒の割合、少人数指導授業研究の実施割合を挙げており、それぞれの指標の年度末の達成目標を記載しております。

事業内容では、この基本施策における基礎・基本の確実な定着、学習意欲の向上、学習習慣の定着、指導方法の工夫・改善、読書活動の推進の5つの項目に関連する事業をそれぞれの項目ごとに分類し、各事業の事務事業の概要、年度ごとの事業計画、担当課について記載しております。

この基本施策1、確かな学力の育成では、再掲を含め11事業について記載しておりますが、このうち新たに掲載した事業は、②の学習意欲の向上と④の指導法の工夫・改善の部分に掲載しているサイエンスラボ事業、②の学習意欲の向上に掲載しているまちなか実験室事業、⑤の読書活動の推進に掲載している学校図書館担当職員配置事業となっております。

以上が基本施策1、確かな学力の育成に係る事業計画でございます。

9ページの基本施策2、豊かな心の育成以降についても、同様の構成で掲載しておりますので、その他の部分については説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

なお、本実施計画の進行管理につきましては、各事業において事業の進捗をはかる指標と年度別の達成目標値を定めており、毎年度、目標の達成状況について各担当課に調査を行い、進捗状況を把握していくこととしております。

以上で、石巻市教育振興基本計画実施計画（案）についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対して、ご質疑等ありましたらお願いします。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 基本施策9 幼児教育の充実に記載の文言なんですが、少し気になったんですけども、「幼稚園教員」となっているところと、「保育教諭」、「保育士」となっているところと、それから「幼稚園教諭」、「保育教諭」、「保育士」というようになっているところがあるんですけども、幼稚園の場合は幼稚園教諭なんですよね。保育教諭って聞いたことないんですけども、こういう言い方あるんですか。私の頃はなかったんですね。

それで、保育教諭と保育士の違いもちょっとよくわからなかった。幼稚園教員と言っているところと幼稚園教諭と言っているところ、これは明らかに何か違いがあるんでしょうか。27ページですね。もし、文言に違いがあってこのように変えているんでしょうか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 保育教諭につきましては、こども園に勤務する保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ職員を指します。

○委員（今井多貴子君） 幼稚園教員というのは、27ページの上ですね。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 幼稚園教員という部分につきましては、パートさんを含めた先生方ということで使い分けをさせていただいて、幼稚園教諭という表現にしていたのは、資格を持っている人ということで、使い分けをさせていただいたところがございます。

○委員（今井多貴子君） こういう使い分けをしているの初めて見たので、違和感があって、どういう意味合いがあるのかなと。

保育教諭というのも、こども園と聞けばわかりますけれども、これ普通はとてもわかりにくい表現のような気がするんですが、文科省や他の機関で決められた言い方であればわかるんですけれども、これ市独自でこのように。それともあるんですか。

○委員長（阿部邦英君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 保育教諭につきましては、子ども・子育て支援新制度が施行されてから正式な文言として、保育教諭という言い方をしております。

○委員（今井多貴子君） 臨時職員という言い方ではまずいんですかね。研修会への相互参加の実施、幼保連携推進事業のところにも臨時職員はいないんですね、では。臨時に保育、臨時にやっているというか、保育教諭になっていますから、教諭というのは一緒に兼ねていて。何かわかりづらいな。これはそうしたら、「幼稚園教諭」、「幼稚園教員」、「保育教諭」、「保育士」ってならないとおかしいですよ。幼稚園教諭だけ外れていますよね。保育教諭というのはわかるし、保育士もわかります。今お聞きして。幼稚園教諭はないですよ。

○委員（杉山昌行君） 幼稚園教諭は幼稚園教員に含まれるということですよ。

○教育総務課長（佐々木貞義君） はい、そうです。

○委員（今井多貴子君） そうしたら、ここが一番下の幼保人事交流事業のところも、幼稚園教員でいいんじゃないですか。

○教育総務課長（佐々木貞義君） 実施計画（案）の中では、「幼稚園教員」、「幼稚園教諭」、「保育教諭」というように使い分けしておりますが、わかりにくいということですので、表記については、検討させていただきます。

○委員長（阿部邦英君） では、この辺でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ほかになければ、第45号議案 石巻市教育振興基本計画実施計画（案）は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、第45号議案につきましては、原案のとおり可決をいたします。

---

第46号議案 職員の処分について

第47号議案 職員の処分について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第46号議案 職員の処分についてを議題といたします。

ここで委員の皆様方にお諮りいたします。第46号議案及び第47号議案につきましては、人事案件ですので、秘密会として審議することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、異議がありませんので、第46号議案及び第47号議案は秘密会で審議することといたします。

委員及び関係説明員以外の方々はお退席をお願いいたします。

---

（秘密会開催）

---

#### その他

○委員長（阿部邦英君） それでは、以上で審議事項を終了してその他に入ります。

始めに、委員方から何かありましたらお願いします。

（「ありません」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） それでは、各課長方から何かありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようですので、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（星 憲君） 次回、1月の定例会につきましては、1月26日金曜日、午後2時から開催する予定です。

場所につきましては、総合運動公園内、仮設診療所脇、1階会議室で開催いたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） それでは、1月の定例会、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

午後 3時55分閉会

---

教育委員長 阿 部 邦 英

署名委員 遠 藤 俊 子